

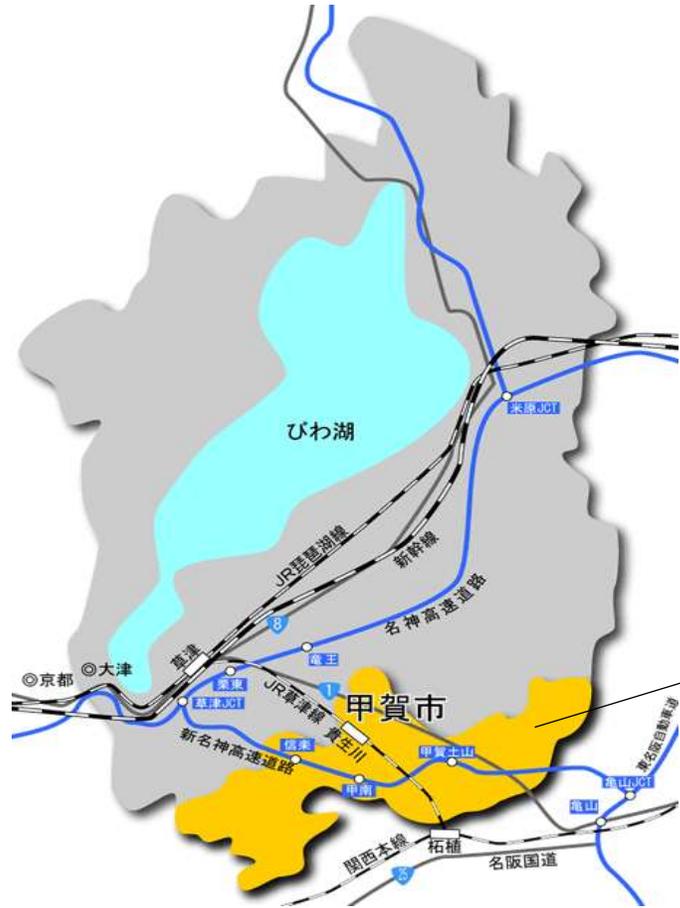
# 集落支援員制度を活用した 住民自治推進の取り組み

滋賀県甲賀市

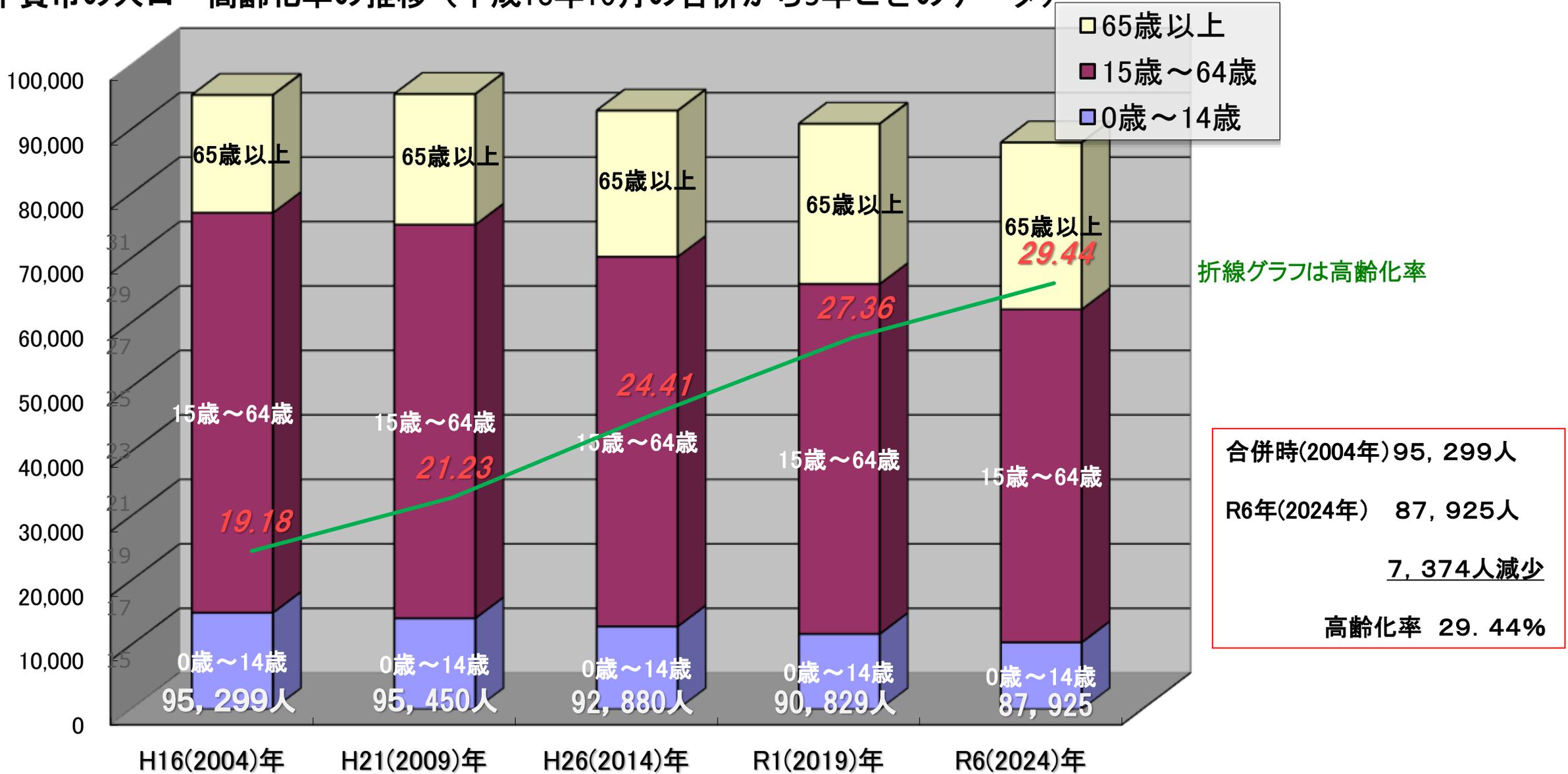


# 滋賀県甲賀市の紹介

- 平成16年10月に5町が合併
- 人口 87,741人 (令和6年12.31時点)
- 市内3つのIC (製造出荷額が県内17年連続1位)
- 忍者、薬、東海道、お茶、信楽焼 など

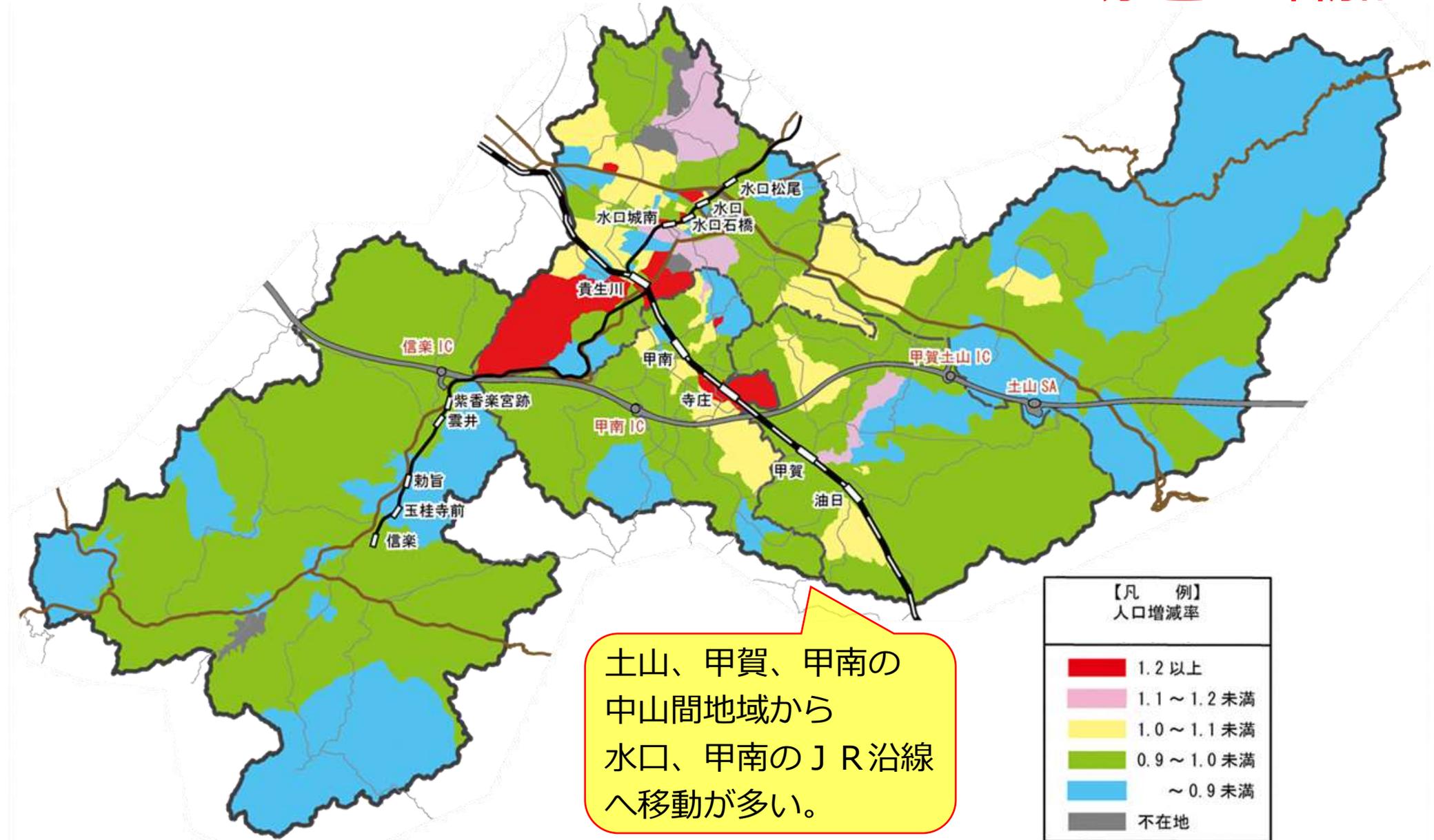


# 甲賀市の人口・高齢化率の推移（平成16年10月の合併から5年ごとのデータ）



# 区、自治会別人口増減率

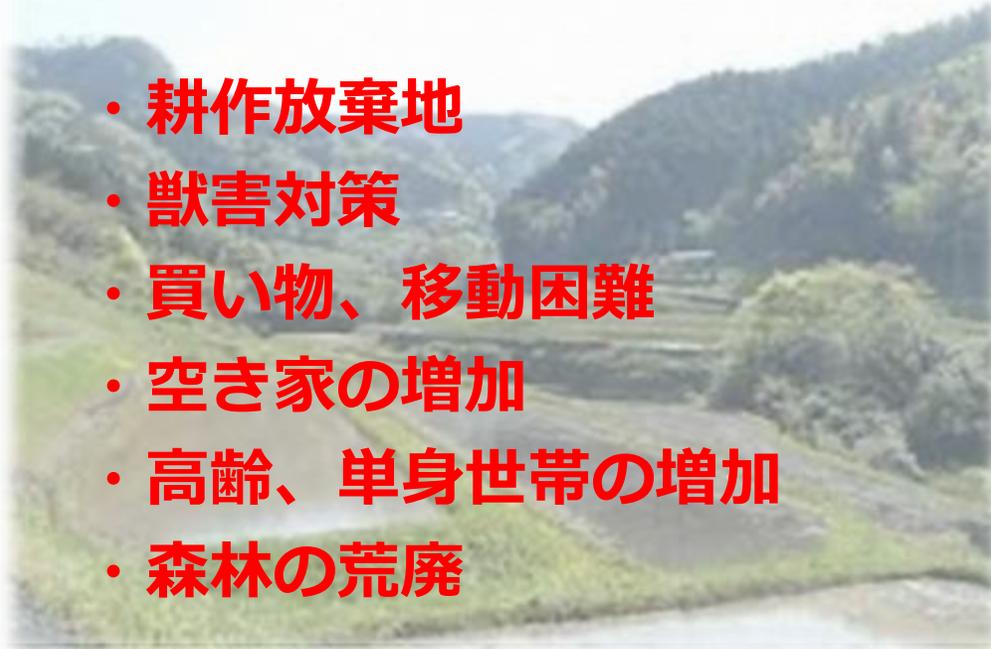
青色：減少  
赤色：増加



# 地域ごとの課題はさまざま



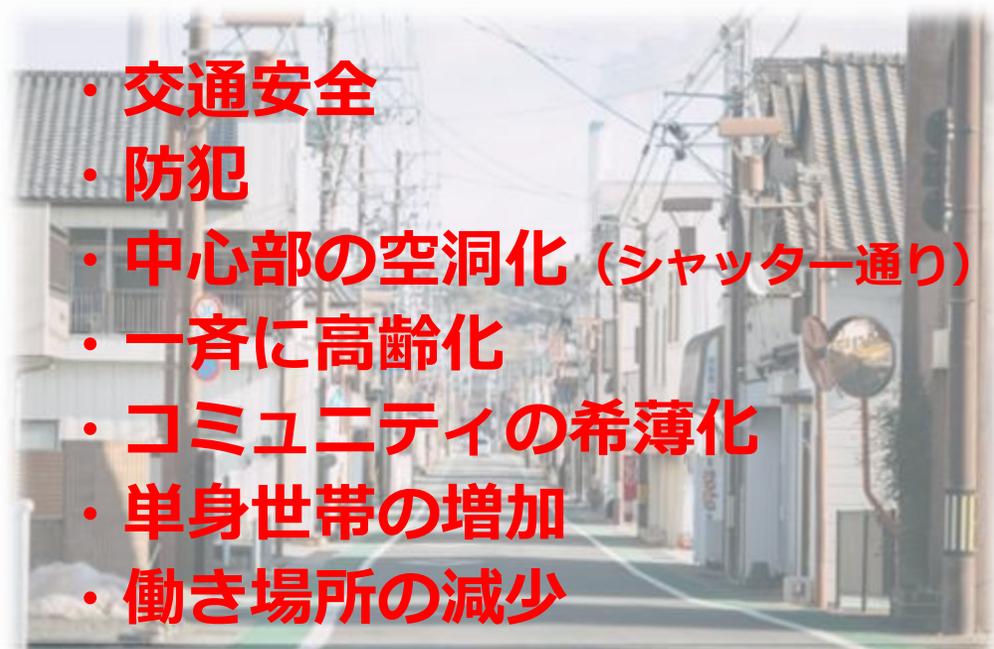
## 中山間地域



- ・耕作放棄地
- ・獣害対策
- ・買い物、移動困難
- ・空き家の増加
- ・高齢、単身世帯の増加
- ・森林の荒廃



## 市街地



- ・交通安全
- ・防犯
- ・中心部の空洞化（シャッター通り）
- ・一斉に高齢化
- ・コミュニティの希薄化
- ・単身世帯の増加
- ・働き場所の減少

市内一律の制度では限界…

## 合併による広域化と行政の限界

- 地域) 行政が遠くなった
- 行政) 一律公平な行政運営だけでは限界
- 多様な主体の参画が必要

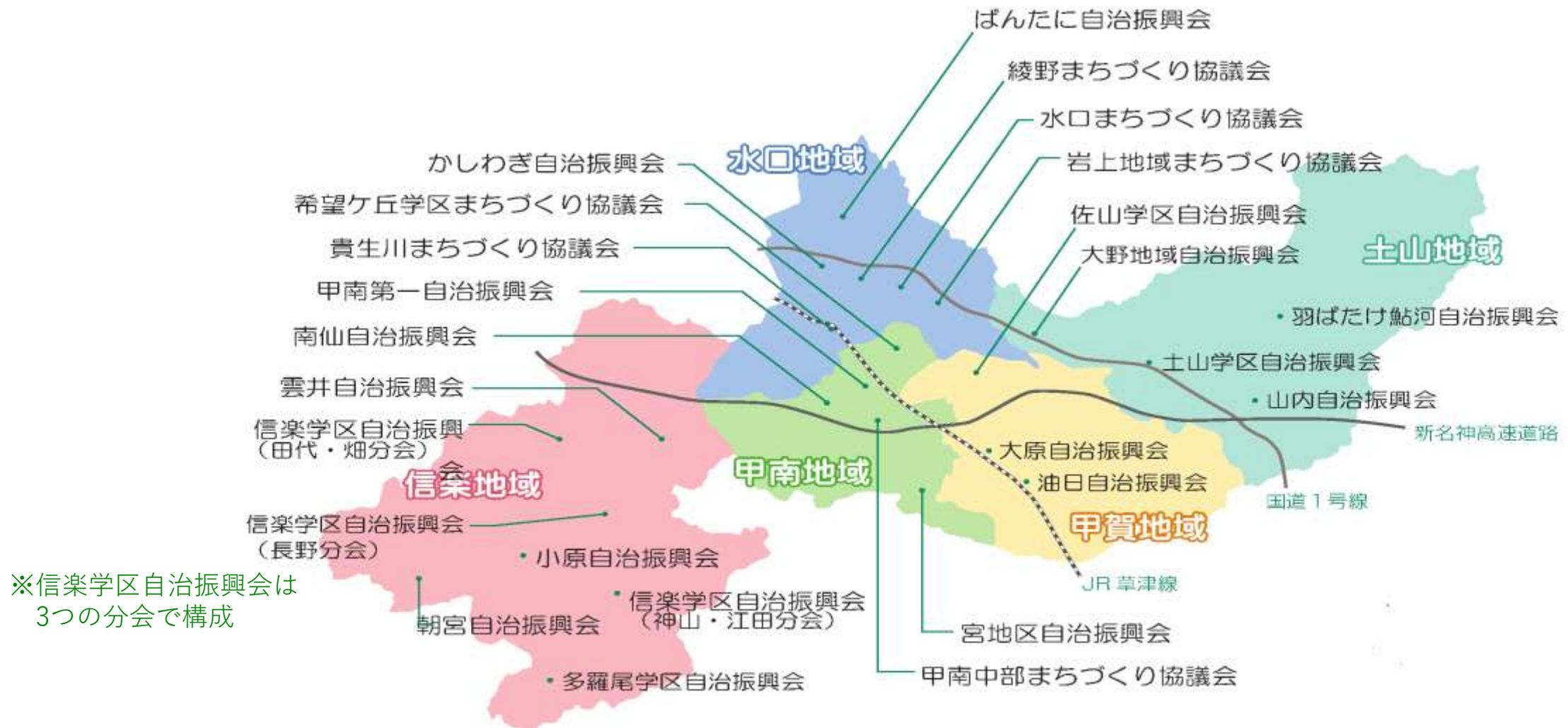
## ■人口減少と少子高齢化

- これまでになかった課題に直面
- 「ひと」と「ひと」の絆が加速度的に減少
- 高齢者福祉、子育て、防災・防犯などニーズが多様化

## 平成23年度から

# 「地域運営組織」(自治振興会)によるまちづくりをスタート

- 自治振興会の活動拠点で、地域の皆さんが集う場、身近な憩いの場となるよう23の概ね小学校区に**地域市民センターを設置** (公民館施設を活用したセンターでは施設貸館業務実施)
- センターには**各2名の支援担当職員を配置**して自治振興会活動を支援
  - ※平成30年度から集落支援員制度を活用して地域マネージャーを雇用
- 各センターでは戸籍証明や住基証明、税証明等**諸証明の発行や、税・料金等の収納**を行うなど、地域に密着したサービスを実施。
- 自治振興会には、地域が目的を持って自主的に取り組んでいただく活動支援金として**自治振興交付金を交付**。  
総額は前々年度の市民税決算額の3%以内 (平成23年度から毎年1億6,000万円の予算を確保)



※信楽学区自治振興会は  
3つの分会で構成

市内には **23の地域運営組織** があります。  
**202の区・自治会**

# 「自治振興会によるまちづくり」

10年が経過して多くの課題が…

## 『甲賀市市民参画・協働推進検討委員会』からの提言

### 1. 自治振興交付金の運用について

- 交付金活用のルールが徹底できていない
- 区や自治会に配分される交付金の趣旨が明確化されていない など

### 2. 自治振興会の範囲について

- 地域毎で範囲内人口規模の差が大きく、人材確保や運営、地域課題解決の取り組みにも開きがある

### 3. 自治振興会と区・自治会の関係について

- 地縁により地域の現状を把握し活動している区・自治会と自治振興会の連携が重要であるにもかかわらず、現状、役割が明確化できておらず、十分連携できていない地域もある

### 4. 自治振興会の市民への周知について

- 自治振興会の認知度が低く、多くの市民の参画が得られていない

## 5. 自治振興会によるコミュニティビジネスの取り組みについて

- 課題解決のための財源確保、市民のやりがいや生きがいの場の創出により地域活性化を推進することができること等から今後、自治振興会が取り組めるよう進める必要がある
- 行政が行っている事業で協働可能な事業は地域と協働し、地域独自で行うことができる事業は、積極的に地域が担っていけるよう必要な支援を進める必要がある

## 6. 地域マネージャー（集落支援員）による支援について

- センターの施設管理や窓口対応なども兼務しており、自治振興会支援が十分でないという声もある
- マネージャーの業務執行体制を整え、必要な研修を行うとともに、支援に対する評価を行うべき

## 7. 地域市民センターの位置づけについて

- 地域ニーズに応じて柔軟に運営されることが望まれる
- 拠点施設で働く職員は自治振興会で雇い、地域の意向により働けるようにするため、センターを地域で指定管理できるように検討すべき

令和4年度～令和5年度

## 自治振興会制度・しくみの見直し検討【その1】

### (1) 自治振興会のあり方

- ①改めて自治振興会を区・自治会が中心となった協議体（プラットフォーム）として位置付ける  
⇒自治振興会の運営には区域内の区・自治会が関わる  
自治振興会の名称を「まちづくり協議会」に変更する
- ②自治振興交付金を活用し、区・自治会などで抱える地域課題を解決するための事業に取り組む
- ③地域課題の解決と自主財源の確保、併せて地域住民のやりがいや生きがいの場を創出するため  
コミュニティビジネスの取り組みを推奨する。（域内の雇用と経済の循環）

### (2) 自治振興会の範囲

- ①小学校区単位を基本とし、2単位以上小学校区単位、または、旧町単位で構成する
- ②構成する範囲は、市も関わりながら地域の意向を尊重する。

### (3) 地域と行政の関係について

「区・自治会」および「自治振興会・まちづくり協議会」とともに、行政と地域をつなぐ住民自治組織とする

令和4年度～令和5年度

## 自治振興会制度・しくみの見直し検討【その2】

### (4) 自治振興交付金について

現在4種類に分かれている交付金を『地域課題解決交付金』と『区活動交付金』の2種類に改め、弾力的な運用を図る。

### (5) 地域市民センターについて

①地域市民センター（公民館）のコミュニティセンター化を検討する

②コミュニティセンターの管理は指定管理で行う

▶令和6年度から自治振興会の意向を確認しながら、順次、指定管理制度の導入を検討する

### (6) 地域マネージャーによる支援について

コミュニティセンターの指定管理と合わせて、地域マネージャーの地域雇用制度を始める

### (7) 中核地域市民センターによる地域の支援体制強化について

中核地域市民センター（水口地域は市民活動推進課）に地域担当の職員を配置し、支援体制の強化を図る

# 令和6年度から制度、仕組みを大きく見直し

- **地域市民センター（公民館）をコミュニティセンター化**  
2名ずつ配置していた職員を引き上げ
- **コミュニティセンターの指定管理**  
指定管理を希望された5つの自治振興会・まちづくり協議会により開始  
指定管理運営でないコミセンにはシルバー人材センターから管理人を派遣
- **地域支援員（地域マネージャー）は地域雇用**  
21の自治振興会・まちづくり協議会で36名の地域支援員を雇用
- **旧町ごとに2名ずつコミュニティ担当職員を配置**  
所管するコミュニティセンターを巡回。  
自治振興会・まちづくり協議会の支援、地域支援員とのコミュニケーション

## 地域マネージャー（現在の「地域支援員【集落支援員】」）について

### 平成23年度～令和5年度まで

- ・市の嘱託職員（会計年度任用職員）として雇用
- ・月～金、8時30分～17時15分までのフルタイム勤務が原則  
（ハローワークを通じて公募しても地域づくりに熱意のある人が応募してくれるとは限らない）
- ・施設管理や窓口対応なども兼務しており、自治振興会支援が十分できていなかったことも…
- ・市の職員であり、自治振興会の事務に直接携われず、側面的な支援に留まる

# 地域マネージャー（現在の「地域支援員【集落支援員】」）について

## 令和6年度から

地域の実情に合わせた自由な活動を可能とするとともに、柔軟な雇用形態に対応できるよう、地域支援員の設置に係る業務を自治振興会・まちづくり協議会へ委託

◎自治振興会・まちづくり協議会が地域支援員を雇用

（地域支援員は総務省の集落支援員制度に基づき設置する人材として市長が委嘱）

◎給与や勤務時間等は、地域支援員の意向をふまえ受託者が定める

（自治振・まち協と地域支援員が雇用契約）

◎地域支援員の必須業務

1. 集落点検の実施
2. 集落のあり方に関する話し合いの促進
3. 地域の実情に応じた集落の維持、活性化対策

（過疎地域等における集落対策の推進要綱に基づく）

◎地域支援員の主たる業務

地域(学区)全体にかかる自治振興会・まちづくり協議会の支援

自治振・まち協の構成員である区長会組織の事務局機能(従たる業務として担える)

# 地域支援員（集落支援員）の活動支援

◎市と自治振興会・まちづくり協議会が委託契約を締結

【市からの委託料】

人件費 1,533円／時間×8時間×20日＝245,280円／月（最大）

活動手当15,000円／月（最大）

合計 260,280円／月×12月＝3,123,360円（最大）

◎社会保険労務士に相談できる体制

◎コミュニティ担当職員（旧町毎に2名）が巡回支援

◎地域支援員対象の研修会等を実施

# 地域支援員を対象にした研修会の実施

## (1)基礎研修（5月20日、27日、28日）

自治振興会関係者、集落支援員、コミュニティ担当職員対象

- 自治振興会によるまちづくりについて～「これまで」と「これから」
- 地域支援員の役割、業務内容について

上記は、市民活動推進課職員が説明

小規模多機能自治推進ネットワーク会議主催のオンライン研修  
『地域づくり・地域組織と小規模多機能自治の基礎』

集落支援員は3日間で延べ72人が参加

## (2)自治振興会関係者対象「コミュニケーション講座」(10月4日)

講師：清水真弓氏（おもてなしリンクス株式会社）

- 印象力の向上によってコミュニケーションをより円滑にするための講座

集落支援員14人が参加

# 地域支援員を対象にした研修会の実施

## (3)一般市民対象まちづくりセミナー「これからの時代に必要な地域づくりとは」

講師：前四日市大学学長 岩崎恭典氏（10月25日）

参加者約40名の内集落支援員5名が参加

## (4)労務管理研修(11月18日)

自治振興会関係者、集落支援員、コミュニティ担当職員対象

参加者約20名の内集落支援員5名が参加

## (5)R7.2.11『地域づくり屋台村』にて

### 地域支援員(集落支援員)が活動発表

23の自治振興会・まちづくり協議会の令和6年度中の取り組み内容を地域支援員が発表



# 地域支援員（集落支援員）の主な活動状況

- 地域巡回（区・自治会長等から地域の課題聞き取り）
- 地域カルテの作成、更新
- 地域の関係団体と自治振興会・まちづくり協議会のコーディネート
- 自治振興会の部会活動支援、事業の計画立案、事業運営
- 自治振興会の事務局長としてマネジメント、会議運営
- 自治振興会の会計処理、会議資料作成等の事務
- コミュニティセンターの管理、運営 等

# 今後の展望

- 自治振興会・まちづくり協議会のような住民自治の機能を高めることで、市行政という団体自治をより充実化させることができることから、集落支援員（地域支援員）はもちろんのこと、**地域運営組織を支える人材確保、人材育成が大変重要**であり、力点を置いていく必要がある。
- 市職員が地域との協働の重要性を十分理解し実践するよう研修に努め、**自治振興会・まちづくり協議会が行う地域課題解決事業を市の各担当課との協働で取り組む**ようにする。